

平成29年第9回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成29年7月21日 午前11時40分												
	場 所	太田中学校コンピュータ教室												
開 会 日 時	平成29年7月21日 午前11時40分													
閉 会 日 時	平成29年7月21日 午前11時55分													
出 席 委 員	田 辺 正 保													
	濱 秀 利													
	森 脇 直 美													
欠 席 委 員	平良木 宣 行													
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之												
	委 員	田 辺 正 保												
会議出席者	教 育 長	酒 井 裕 之												
	事務局職員	<table border="0"> <tr> <td>管理課長</td> <td>高 橋 敏 晴</td> </tr> <tr> <td>指導室長</td> <td>山 田 敏 一</td> </tr> <tr> <td>体育振興課長</td> <td>高 橋 政 一</td> </tr> <tr> <td>管理課長補佐</td> <td>渡 部 貴 志</td> </tr> <tr> <td>給食センター所長</td> <td>中 尾 利 都 子</td> </tr> <tr> <td>情報館長</td> <td>福 地 玲 子</td> </tr> </table>	管理課長	高 橋 敏 晴	指導室長	山 田 敏 一	体育振興課長	高 橋 政 一	管理課長補佐	渡 部 貴 志	給食センター所長	中 尾 利 都 子	情報館長	福 地 玲 子
	管理課長	高 橋 敏 晴												
指導室長	山 田 敏 一													
体育振興課長	高 橋 政 一													
管理課長補佐	渡 部 貴 志													
給食センター所長	中 尾 利 都 子													
情報館長	福 地 玲 子													
その他の者														

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第41号	厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について 【原案可決】
	議案第42号	厚岸町学校給食センター運営協議会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて 【原案可決】
6		閉会

平成29年第9回厚岸町教育委員会

平成29年7月21日

午前11時40分開会

●教育長 ただいまから、平成29年第9回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、7月21日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日7月21日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。平成29年6月21日に開会した第8回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長

日程第5、議案第41号「厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●給食センター
一 所長

ただ今上程いただきました、議案第41号、厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町学校給食センター運営委員会規則については、厚岸町学校給食センター管理条例に規定する給食センター運営委員会に関し、必要となる事項、職務、組織、役員、報酬及び費用弁償などを定めております。

それでは説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。議案第41号、厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則でございます。改正内容については、新旧対照表にてご説明いたしますのでご覧いただきたいと思っております。改正箇所は、第7条の報酬及び費用弁償の規定であります。第7条中「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年厚岸町条例第8号）」を「厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）」に改めるものであります。これは、本規則の第7条の規定に引用している「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」が、平成12年に「厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」として全部が改正された際、本規則の改正を行なっていなかったため、必要な規定の改正を行なうものです。本来であれば、速やかに改正すべきところでしたが、失念していたことを反省しております。今後は、このようなことがないように事務を適切に取り進めてまいります。議案書1ページにお戻りください。附則でございます。この規則は公布

の日から施行しようとするものであります。以上、簡単な説明ですが、議案第41号の提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、学校給食センター運営委員会規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 他に特別職の条例を準用している規則というのは、無かったのか。

●管理課長 この条例の改正内容ですけれども、主に題名に厚岸町を付けたこと、委員報酬の中で日額8,300円という規定しかなかったものを改正条例で時間によって委員の報酬を規定したという内容が主であります。

〈中略〉

おっしゃったように、他の規則で改正していないものがあつたら困りますので、確認させて頂きたいと思えます。

●教育長 他にございますか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第42号「厚岸町学校給食センター運営協

議会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●給食センター
一所長

ただ今上程いただきました、議案第42号、厚岸町学校給食センター運営協議会設置要綱の一部を改正する訓令を定めることについて、その提案理由と内容をご説明いたします。厚岸町学校給食センター運営協議会設置要綱については、厚岸町学校給食センター運営委員会規則に規定する給食センター運営協議会に関し、必要となる事項、職務、組織、役員、報酬及び費用弁償などを定めております。それでは説明させていただきます。議案書2ページをご覧ください。議案第42号、厚岸町学校給食センター運営協議会設置要綱の一部を改正する訓令でございます。改正内容については、新旧対照表にてご説明いたしますのでご覧いただきたいと思います。改正箇所は、第5条第2項は、費用弁償の規定であります。第5条第2項中「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年厚岸町条例第8号）」を「厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）」に改めるものであります。これは、本要綱の第5条第2項の規定に引用している「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」が、平成12年に「厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」として全部が改正された際、本要綱の改正を行なっていなかったもので、先ほどの議案41号と同様の改正内容となります。本来であれば、速やかに改正すべきところでしたが、失念していたことを反省しております。今後は、このようなことがないよう事務を適切に取り進めてまいります。議案書2ページにお戻りください。附則でございます。この訓令は、平成29年7月21日から

施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、議案第42号の提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、「厚岸町学校給食センター運営協議会設置要綱の一部改正」についてです。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 その他、総体的に何かございますか。
無いようですので、以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第9回教育委員会を閉会します。
お疲れ様でした。